<杉浦弁護士から質問>

成年後見選挙権の違憲判決の控訴期限が28日なのですが、政府ではその対応を苦慮しているということなのです。

3月23日の朝日新聞によれば 控訴すれば非難を浴びそうで懸念するが控訴しないと、法改正 が間に合わず、選挙事務が混乱するということなのです。

そこで、成年被後見人の選挙権剥奪の法律が改正されていなくても、選挙権を回復させる方法 について考えていましたが、元最高裁判所判事の泉徳治さん(元弁護士)から、下記の様なメールをいただきました、

裁判所が違憲審査をしたことの意味は、最高裁判所も地裁・高裁も変わりませんので、東京地裁の判断を受けて、国は「憲法違反の法律を執行する義務はない(憲法73条1号の対象とならない)。」ということになります。

<泉徳治さんから回答>

尊属殺重罰規定の死文化について、検察庁と裁判所との間に、取り決め等はありません。 法務省・検察庁の判断で、死文化したのです。

今回、控訴しないが、法改正が間に合わない場合、政府の扱いとしては、次の 二つが考えられます。

◆第1の扱い

政府には、憲法違反の法律を執行する義務はない(憲法73条1号の対象とならない)。 政府は、法改正を待たず、成年被後見人を選挙人名簿に登録し、選挙人として選挙事務を行う。 もともと成年者には選挙権があるのだか ら、当然である。

◆第2の扱い

東京地裁の原告の方のみ、選挙人名簿に登録し、選挙人として扱うが、原告以外の成年被後見人は、法改正ができるまで、選挙人として扱わない(法改正を待って、選挙人として扱う)。

いずれの取扱いをするにせよ、控訴する必要はない。

勿論、第1の扱いが相当だと思いますが、ヨーロッパにように、一律剥奪に代えて一部剥奪の 法改正をするという選択もあるのであるから、上記のように簡単には言うわけにはいかない、と いう考え方もあるでしょう。

しか し、選挙権はもともとすべての成年者にあるわけで、まずは、第1の扱いをして、一部制限するというのであれば、そういう法改正が出来てから一 部制限をすればよい、というべきでしょう。